

国民健康保険

詳しいことは市民生活課保健係(☎2211)へお問い合わせください

お知らせしますあなたの医療費

国民健康保険と老人保健
の医療費を通知します
国民健康保険に加入している皆さんが医療機関にかかり、国保から支払の対象となった医療費と、老人保健でかかれたお年寄りの医療費のうち、次の期間のものを四月上旬までに郵送で通知します。

届け出は十四日以内に

世帯主のかたは、自分の世帯の被保険者に異動があった場合は、必ず十四日以内に届け出をしてください。
○他の保険に入ったとき ○他の保険をやめたとき ○他市町村へ転出したとき ○他市町村から転入したとき ○子供が生まれたとき ○加入者が死亡したときなど



国民健康保険：昭和五十八年十月から十一月までの分
老人保健：昭和五十八年七月から九月までの分

交通事故にあったら届け出を

国保で治療ができます
国民健康保険に加入している人が、交通事故などで第三者から傷害を受け、お医者さんにかかった場合は、国保を使って治療を受けることができます。

加入する日・やめる日

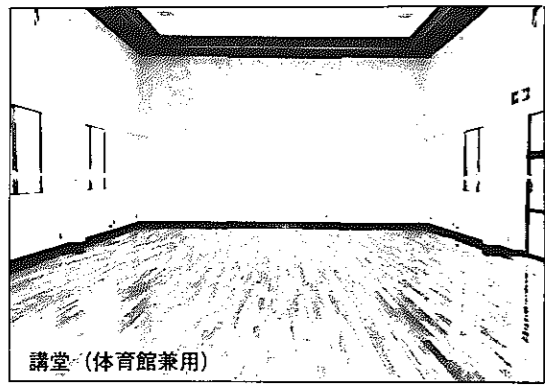
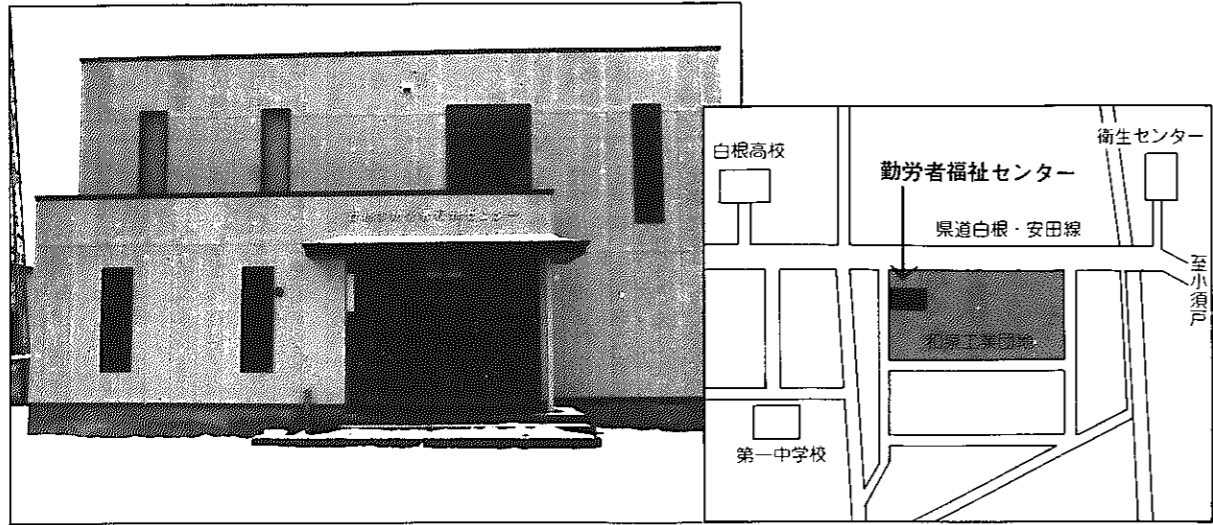
加入する日
○転入してきた日(職場の医療保険に加入していない場合)
○職場の健康保険をぬけた日の翌日
○出生した日
○生活保護を受けなくなった日
○やめる日
○他の市町村へ転出した日の翌日
○職場の健康保険へ入った日の翌日
○死亡した日の翌日
○生活保護を受け始めた日



この場合、すぐに警察に届けると同時に、市民生活課保健係にも届け出をしなければなりません。
示談は慎重に
医療費は、被害者に重大な過失のない限り、加害者が全額負担するのが原則です。したがって、国保で診療した場合でも、加害者が負担すべき医療費は国保が一時立て替えて支払うだけで、あとで国保が被害者にかわって加害者に請求することになります。
しかし、届け出の前に示談を結んでしまうと、その示談のとり決めの内容が優先してしまいます。ですから、第三者から傷害を受けたときは、示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

待ちこがれた施設が誕生

勤労者福祉センター四月一日オープン



研修や軽スポーツに活用

勤労者福祉センターは、通産省の「工業再配置促進費補助金」を利用して建設されました。建物は鉄骨造り、二階建てで、延べ床面積は三百二十八・八平方メートルです。一階には、管理室のほかにも百十五平方メートルの講堂、体育館兼用があります。講演会や集会などのほかに、軽スポーツなどにも使用できます。そのため、卓球

和泉工業団地内に建設された勤労者福祉センターが昨年十二月に完成。四月一日から利用できます。市内勤労者及び地域住民の研修や交流の場として、大いに活用してください。

利用方法などは

このセンターを利用できるのは、原則として市内勤労者及び地域住民です。
利用時間は、毎日午前九時から午後十時までです。使用料は無料です。利用申し込みは、商工課商工振興係(☎2211)へ行ってください。利用しようとする日の二か月前から申し込みができます。
四月一日から開放される勤労者福祉センター。この施設をとおして、文化活動、スポーツ活動、地域活動がさらに豊かなものになり、そしてその輪が大きく広がるようにしたいものです。

情報

記号の説明
□ とき
○ ところ
◎ 対象者
◇ 問い合わせ

情報センター2297は、市民の皆さんから自由に使っていただくコーナーです。掲載申し込みは、電話で1日号は前月15日、15日号は1日までに広報広聴係(☎2211)へ。

地区卓球クラブ お気軽に参加ください ◎毎週木曜日 19時30分~21時30分 ◎小林小学校体育館 ◎地区民などでも ◎卓球 ◎森山礼子(下木山・☎4335)

白和倶楽部 一緒に社交ダンスを習いませんか ◎毎週月曜日 19時30分~21時30分 ◎青年教育センター ◎どなたでも。初めての人は、年配者のかた大歓迎 ◎社交ダンス(毎月第四・五・六日曜日は自由練習、パーティ会員以外の方もどうぞ) ◎湯川成之(五六の町・☎3460)

ボランティア募集 ハンディのある人と共に活動してくれるボランティアを募集しています ◎市内に在住または通勤、通学している人。高校生、男性の方も大歓迎 ◎そしあるサークル 渋谷悦夫・老人福祉センター内 ☎3096

一級小型船舶操縦士の海技免状取得終了の期限せまる 昭和49年5月26日現在で、小型船舶操縦士の資格免許を受けていた人、または丙種航海士以上の甲板部の資格免許を受けていた人、試験に合格していた人を含む人は、講習を受け、所定の手続きをすれば、一級小型船舶操縦士の資格が取得できます。その特典期限は今年5月25日までで、期限を過ぎると従来の小型船舶操縦士免許は失効となります ◎新潟海運監理部船員部労政課船員係 新潟市万代2-1-1 ☎025246111 ☎2220

県政ポスト 県では、皆さんから県政についてのご意見やご要望をお聞きするために、手軽に利用いただける「県政ポスト(知事へのたより)制度」を設けています。市役所の窓口に備えてある専用のはがき(切手不要)に意見・要望をわかりやすく書いて、郵便ポストに投函してください

白根市の統計 58年版「白根市の統計」を、希望する人にさしあげます。本書は、白根市の自然、人口、経済、社会、文化など各分野の統計資料をまとめたものです。希望する人はお早めに企画財政課企画統計係(☎282)までお問い合わせください

広報 しるね

おしらせ版
3/15 No.82

毎月1・15日発行
発行日/昭和59年3月15日 発行所/白根市役所

きまりを守り 明るく楽しいまちづくり